

## カードをご利用のお客さまへ

当組合では、「偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律」をふまえ、平成18年2月10日に、「カード規定」を改定し、組合員の皆さまの偽造・盗難カードにかかる被害の補償に取り組んでおります。

### 1 カード規定の改定の概要について

#### 【偽造カード等による払い戻し等】

偽造又は変造カードによる被害については、お客さまに故意又は重大な過失があることを当組合が証明した場合を除き、当該払い戻しは効力を生じないものとしております。

なお、補償にあたっては、カード及び暗証番号の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について、当組合の調査に協力していただく必要があります。

#### 【盗難カードによる払い戻し等】

盗難カードによる被害については、つぎのすべてに該当する場合、原則として通知があった日から30日前の日以降になされた払い戻しにかかる損害を補てんいたします。

- ・ カードの盗難に気づいてから、速やかに当組合に通知していただくこと
- ・ 当組合の調査に対して、十分な説明を行っていただくこと
- ・ 警察署に被害届を提出していただくこと

お客さまに過失があることを当組合が証明した場合の補てん金額は4分の3となります。

これらは、カードの盗難から2年を超えて通知をいただいた場合には適用されません。

つぎのいずれかに該当することを当組合が証明した場合は、補てんされませんので、ご注意ください。

- ・ お客さまに重大な過失がある場合
- ・ お客さまの配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、又は家事使用人（家事全般を行っている家政婦等）によって当該払い戻しが行われた場合
- ・ お客さまが、被害状況についての説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合

### 2 お客さまの「重大な過失」又は「過失」となりうる場合について

#### 【重大な過失となりうる場合】

お客さまの重大な過失となりうる場合とは、「故意」と同視しうる程度に注意義務に著しく違反する場合であり、その典型的な事例は以下のとおりです。

他人に暗証番号を知らせた場合

暗証番号をキャッシュカード上に書き記していた場合

他人にキャッシュカードを渡した場合

その他 から までの場合と同程度の著しい注意義務違反があると認められる場合

## 【過失となりうる場合】

お客さまの過失となりうる場合の事例は、以下のとおりです。

次の 又は に該当する場合

当組合から生年月日等の類推されやすい暗証番号から別の番号に変更するよう個別的、具体的、複数回にわたる働きかけが行われたにもかかわらず、生年月日、自宅の住所・地番・電話番号、勤務先の電話番号、自動車等のナンバーを暗証番号にしていた場合であり、かつ、キャッシュカードをそれらの暗証番号を推測させる書類等（免許証・健康保険証・パスポート等）とともに携行・保管していた場合

暗証番号を容易に第三者が認知できるような形でメモ等へ書き記し、かつ、キャッシュカードとともに携行・保管していた場合

上記 のほか、次の のいずれかに該当し、かつ、 のいずれかに該当する場合で、これらの事由が相まって被害が発生したと認められる場合

暗証番号の管理

- ・ 当組合から生年月日等の類推されやすい暗証番号から別の番号に変更するよう個別的、具体的、複数回にわたる働きかけが行われたにもかかわらず、生年月日、自宅の住所・地番・電話番号、勤務先の電話番号、自動車等のナンバーを暗証番号にしていた場合
- ・ 暗証番号をロッカー、貴重品ボックス、携帯電話等金融機関の取引以外で使用する暗証番号としても使用していた場合

キャッシュカードの管理

- ・ キャッシュカードを入れた財布等を自動車内等の他人の目につきやすい場所に放置する等、第三者に容易に奪われる状態においた場合
- ・ 酩酊等により通常の注意義務を果たせなくなる等キャッシュカードを容易に他人に奪われる状況においた場合

その他 、 の場合と同程度の注意義務違反があると認められる場合

